

きますが、外国の墳墓に埋蔵する段階で当該国における法規制の対象となると考えられます。

【外国籍の者が死亡し、死体を空輸して当該国で埋葬する場合の手続きは？】

問15:外国籍の者が死亡したので、死体を空輸して当該国で埋葬(土葬)したいとの相談を受けました。埋葬許可証を発行すべきでしょうか？

答15:埋葬許可証は不要です。

(解説)墓地埋葬法は、我が国内において行われる埋葬、火葬行為等に対しての適用であり、外国で行われる埋葬に対しては適用されません。したがって、本件は墓地埋葬法の対象外の問題です。

【県内の不動産会社に墓地経営の許可を与えてもよいか？】

問16:県内の不動産会社から墓地経営を許可してほしいとの相談がありました。許可をしてもよいでしょうか？

答16:墓地等の経営許可については、都道府県知事等が主体的に判断すべき事項ですが、墓地等の経営主体については原則として地方公共団体とし、これにより難しい場合であっても公益法人、宗教法人等に限るべきです。

(解説)墓地、納骨堂又は火葬場の経営許可事務については、昭和58年の「行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律」により都道府県知事等の団体委任事務とされていることから、墓地等の経営許可事務をどのように実施していくかについては、都道府県知事等が主体的に判断するべきです。

ただし、厚生省としては従来より墓地等の経営主体は原則として地方公共団体とし、これにより難しい事情のある場合であっても公益法人、宗教法人等であることとしているところです。これは、国民の宗教的感情を保護する観点から、墓地等の経営については、その永続的管理が必要であるとともに、墓地等の健全な経営を確保するには、墓地等の経営は

過度に営利を追求しない公益事業として運営されるべきことによるものです。

【ペット霊園を墓地埋葬法で規制できないか？】

問17:ペット霊園の設置をめぐって、周辺住民とのトラブルが発生していますが、墓地埋葬法で規制できないでしょうか？

答17:墓地埋葬法では、ペットの墓地を対象としておらず、一般的には、民事上の問題として処理すべきです。

(解説)近年、ペットを人間の子供と同様に可愛がる風潮が広がるなどペットに対する意識の変化等を背景として、ペットを人間さながらに埋蔵する墓地やペット専用の火葬場が現れ、これらをめぐって、近隣住民との間でトラブルとなるケースが発生しています。ところで、墓地埋葬法第2条第5項では、「この法律で「墓地」とは、墳墓を設けるために、墓地として都道府県知事の許可を受けた区域をいう。」と規定し、さらに同条第4項で「この法律で「墳墓」とは、死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設をいう。」と規定されていますが、ここでいう「死体」とは人間の死体を指すものと解されており、動物の死体や焼骨を埋蔵する施設は、墓地埋葬法に規定する墳墓や墓地に含まれないものです。墓地埋葬法の主たる目的では、死体や焼骨に対して国民一般が抱く宗教的感情を保護していますが、動物の死体や焼骨は、一般的には、このような宗教的感情の対象とはなっていないのです。

したがって、このようなペット霊園をめぐる周辺住民とのトラブルについては、一般のいわゆる迷惑施設と同様に、第一義的には当事者間の民事上の問題として処理すべきであると考えられます。(いずれも、厚生省生活衛生局企画課法令係長 鯨井佳則)

3. 連載の終わりにあたって

今年の6月号から6回(11月号は休みました)